

## 昨年度との主な変更点

昨年度の中小企業等海外出願・侵害対策支援事業補助金からの交付申請における主な変更点については以下の2点です。

### ①事業展開計画書の提出（※冒認対策商標除く）

昨年度までは、様式第1の申請書11. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）については、記載例において、

- ①市場ニーズ・市場規模
- ②事業面の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）
- ③海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）
- ④事業展開計画や進捗状況（推進体制や推進スケジュールを含む。）、
- ⑤予想される売上高・利益額

を記載、※現地での販売実績等、事業展開計画を裏付ける資料、または※ガンチャート等の事業展開計画の詳細を示す資料、※投資機関等第三者の事業評価書がある場合は、その写しを提出ください。

としていましたが、今年度からは事業展開計画を示す資料等の提出をお願いします。

この資料がない場合に限り、上記①～⑤の内容を各国ごとに、数値等含め申請書に詳細に記載ください。記載が不十分な場合審査対象とならないので、十分ご注意ください。

（計画書の提出ではなく申請書に記載される場合、これまでに申請いただいたことがある企業様も、今までと同様の内容では不十分と判断される可能性がありますので、必ず内容をご確認ください。）

### ②納税証明書の提出

今年度から新たに確認事項として、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない。

という確認事項が追加されましたので、該当する可能性のある企業は、課税所得額の確認のため納税証明書納税証明書「その2」を提出ください。

なお、書類申請・記載内容については、すべて審査の対象です。

ご提出いただく前に再度チェックリスト、記載例、申請書の注釈・※と見比べ、必要な記載内容や書類が揃っているか必ずご確認ください。

（昨年度から引き続きの留意事項）

#### ○申請書データの提出について

昨年度はエントリー時に、間接補助金交付申請書のワードデータを送付していただいていたりましたが、今年度はエントリー後、原本（正本1部、副本5部）を提出いただき、全ての書類が整っていることを確認した後、送付いただくこととなりますので、原本提出後にデータを削除しないようご注意ください。